

An Investigation Study on a Program to Promote the Participation of people with Disabilities in Total Community Sports Clubs: Participation of People with Disabilities and Problem of Acceptance by the Sports Clubs

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/7040

総合型地域スポーツクラブへの障がい者の 参加システム構築のための調査研究

—— 障がい者の参加状況と受け入れ体制の構築に向けたクラブの課題 ——

奥 田 睦 子

目 次

I 緒 言

II 本研究の全体像と本稿の位置づけ

III 総合型地域スポーツクラブの障がい者の受け入れに関する調査結果

1. 調査の概要
2. 分析方法および分析の限界
3. 総合型クラブへの障がい者の参加状況について
4. 障がい者の受け入れ体制の現状について
5. 障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型地域スポーツクラブの課題

IV 本調査のまとめ

V むすびにかえて—課題解決に向けての視角—

1. 市民運動としての総合型地域スポーツクラブの現状と課題
2. 障がい者が総合型地域スポーツクラブに参加することの意義

I 緒 言

近年、地域におけるスポーツ参加の場に大きな変化がみられている。未就学児や高齢者、障がい者なども含めた「みんなのスポーツ」の実現や、国民のだれもが生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ参加が可能な「生涯スポーツ」社会を実現させるための具体的方策として、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブと表記）の育成が全国的に進められている。これまでのスポーツ参加の場は、学齢期の児童・生徒・学生を対象としたスポーツ少年団、学校運動部活動（以下、部活動と表記する）、トップレベルの競技力を持つ競技者を対象とした企業が所有するスポーツチーム、

一般市民を対象とした行政が主催するスポーツや健康・体力づくりに関する教室、民間営利企業によるスポーツクラブ、地域でスポーツ愛好者が集まる比較的少人数のサークル等であったと思われる。また、スポーツ参加という概念は、自分自身がスポーツを「行う」ことを中心に考えられてきたように思われる。

このようなスポーツ参加の場に対し、現在育成が進んでいる総合型クラブは、年齢、種目、技術レベル、志向という括りごとに細かく分割されたスポーツ団体を、中学校区を概ねの範囲として、横断的、縦断的に緩やかに結びつける。そのため、これまでは繋がり弱かった学校、地域における種々の団体や組織、企業、民間営利企業によるスポーツクラブなどが相互に連携をはかりながら育成されることが必要とされている。このような総合型クラブは、スポーツを「行う」場の意味を超えてスポーツ活動が触媒となることで得られる様々な効果（世代間交流の促進や青少年の健全育成、まちづくりなど）が期待され、それゆえに、多種目型、多世代型、多志向型で地域住民の幅広い交流の場となるクラブのあり方を志向していく場合が多い。

ところで、このような総合型クラブには、スポーツ振興システムの形式上の転換以上の意味が存在する。すなわち、少子高齢化や長引く不況などの社会状況に対応できなくなったスポーツシステムを、行政がそのような社会状況に対応させる形で従属的に変換させているのではなく、社会状況の変化に対応できずに制度疲労を起こしたスポーツシステムをきっかけとして、スポーツ環境に対する問題意識やよりよいスポーツ環境への願い・想い、スポーツの普及・振興による様々な効果を期待した市民が、自らの手で自分たちのために、よりよいスポーツ環境のあり方を求めて主体的に創造していこうとするところに大きな意味がある。スポーツの場への参加からスポーツの場の創造へ参画していくというスポーツへの関わり方そのものに踏み込む質的転換を意味している。八代は「新しい世紀のスポーツ供給システムは、住民自らが創造することを基本とするものであり、多くの人々が『支える』活動に参加し、仲間とともに創造することによって発展するシステムである」〔八代、2002：3〕と述べている。スポーツへの関わり方として、スポーツを「行う」ことだけでなく、その「行う」スポーツを主体的、創造的に「支える」こと

も重要視されているのであり、このような創造的なスポーツ参加の場を生み出していくのが総合型クラブであると言えよう。住民の内発的動機づけに基づき、それを形にしたスポーツ環境のあり方の一つに、先に述べた中学校区を概ねの範囲とした多種目、多世代、多志向型のクラブがある。そして、このようなクラブを形成するために、地域住民を主体としながら複数の組織が連携、協働しているのである。総合型クラブはこのような住民主体による創造的なクラブであるので、生涯を通じてスポーツに親しむ環境を保障していくシステムとして機能すると同時に、地域住民の交流の場となることや、その交流を通じて地域における諸問題についても自律的に解決していく機能が発揮されることも期待されている。

ところで、総合型クラブに地域住民である障がい者（障がい児も含む。以下、障がい者という表記には障がい児を含むものとする）へもその参加の道が積極的に開かれていくことが望ましいのだが、総合型クラブに障がい者がどの程度参加し、また、クラブ側も障がい者が参加できるような体制をどのように構築しているのかということについては明確にはなっていない。多くの先行研究において、総合型クラブが育成・運営される過程で生じる種々の課題や問題点について、クラブマネジメントの観点からや事例から得られた知見の蓄積等を基にその解決方法の示唆が与えられている [黒須, 2006. 黒須・柳沢ほか編, 2006. 大橋, 2004. 黒須・水上編, 2002. 赤松2002]。しかしながら、それらのいずれもが参加対象者に明確に障がい者が位置づけられて検討されているものではない。障がい者がスポーツも含めて社会参加しようとする際には4つのバリア（障壁）、すなわち、物理的な障壁、制度的な障壁、文化情報面の障壁、意識上の障壁があるが、これらのバリアは、障がい者自身や障がい者の家族など障がい者と日常生活を共にする者にとっては不自由さや生活のしにくさ、不快感等をもたらすものであり、課題であると認識されるものであるが、多くの人にとっては課題であると認識されにくいものでもある。したがって、総合型クラブに地域住民である障がい者への参加の道が積極的に開かれ、継続的、永続的にクラブに参加できるシステムを構築していくためには、クラブへの障がい者の参加が明確に位置づけられ、その上で、クラブが育成・運営される過程において生じている課題や問題点

について明らかにしていくことが必要であると考えられる。

そこで、本研究ではこのような問題意識に基づき、以下の3点について明らかにすることを目的として研究を行う。すなわち、①障がい者の総合型クラブへの参加状況および受け入れ体制の現状を明らかにすること、②総合型クラブへの障がい者の参加を明確に位置づけ、その上で、クラブが育成・運営される過程において生じている課題や問題点等について明らかにすること、③先の①および②で得られた知見を基に、障がい者が継続的、永続的に総合型クラブへの参加できるシステムの構築の方法を明らかにすること、の3点である。

II 本研究の全体像と本稿の位置づけ

本研究は、次の3つのアンケート調査から構成される。①総合型クラブへの障がい者の参加状況および障がい者の受け入れ体制の現状の把握と障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題を明らかにすることを目的としたアンケート調査（第1調査）、②既存の障がい者スポーツクラブの活動状況の現状と課題の把握およびそれに基づいた総合型クラブとの連携の方法を検討することを目的としたアンケート調査（第2調査）、③特別支援学校の部活動の特徴の把握およびそれに基づいた総合型クラブとの連携の方法を検討することを目的としたアンケート調査（第3調査）、である。これらの3つの調査と先述の研究目的との関係性については、第1調査が主として研究目的の①および②を明らかにするために実施するのであり、また、第2および第3調査が主として、研究目的の③の考察を行う上で必要な資料を得るために実施するものである。本研究では、これらの3つのアンケート調査の結果を基にして、障がい者の総合型クラブへの参加システムについて検討していく。3つのアンケート調査の詳細は、次の通りである。

第1のアンケート調査は、総合型クラブへの障がい者の参加状況の現状の把握および障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題を明らかにすることを目的として、富山県内の全総合型クラブへ郵送法により実施した。富山県内のクラブを調査対象としたのは次の理由による。富山県は総合型クラブの設立状況は、調査を実施した2006年2月時点で、県内全

市町村の約9割に総合型クラブが設立されており、全国的にみて、クラブ設立の先進県であったことがあげられる。また、総合型クラブは、地域住民のスポーツニーズや生活環境、地域の歴史等によってクラブ設立の趣旨や運営方法等に独自性や多様性が見られるが、その上で、障がい者の受け入れ体制がどのように構築されているのかということの現状を把握するためには、複数のクラブを調査し全体像を把握する必要がある。富山県は県内のほぼ全域に総合型クラブを有するため、この点において、全体像を把握することが可能であったということがあげられる。また、富山県内の総合型クラブの設立や運営、活動内容等の指導・助言を行っている富山県広域スポーツセンターから本調査に対する協力が得られ、筆者が各クラブに調査用紙を発送する際に、センターから調査への協力依頼の文書を添えていただけることになった。このことにより、アンケートの回収率が高まることが予想された。以上のことから、富山県内の総合型クラブを対象として、障がい者の参加状況の現状の把握および障がい者が参加できる体制づくりに向けてのクラブの課題を明らかにするためのアンケート調査を実施した。

第2のアンケート調査は、既存の障がい者スポーツ競技団体の活動状況の現状と課題の把握およびそれに基づいた総合型クラブとの連携の方法を検討することを目的として、富山県内の障がい者スポーツクラブを対象として郵送法により実施した。

総合型クラブは、地域のスポーツ環境をよりよくしていきたいと願う既存のスポーツ組織や、地域の実情によってはスポーツを媒介にしてまちづくりにつなげていきたいなどの想いを持つスポーツとは直接的な関係は薄い組織(例えばPTAや町内会等)が核となって、複数の既存のスポーツ組織や町内会、青年会議所、福祉団体等の社会組織、企業等が連携、協働しながら育成、運営がなされる。複数のスポーツ組織や社会組織、企業等の連携、協働については、自組織内だけでは解決できないような課題や問題点を他組織との連携、協働によって解決していくしくみをつくる。このような総合型クラブの形成過程に着目した際、障がい者スポーツクラブと総合型クラブとの連携や協働の方法の方向性を検討する際には、既存の障がい者スポーツクラブの活動状況の現状と課題の把握が必要となる。そこで、障がい者スポーツクラブ

を対象とした調査を実施した。

調査対象のクラブとしては、富山県障害者スポーツ協会の公式ホームページにリストアップされている障がい者スポーツ競技団体およびスポーツクラブとした。富山県障害者スポーツ協会は公的機関であるので県内の障がい者スポーツ振興全体に深く寄与している。そのような機関のホームページ上で紹介されているクラブは、障がい者の地域でのスポーツ参加の場として大きな機能を果たしていると考えられるので、調査対象のクラブに選定した。また、本アンケート調査の対象範囲を富山県内の障がい者スポーツ団体とすることで、第1のアンケート調査対象のクラブもその活動拠点が富山県内全域に存在しているため、総合型クラブと活動場所が隣接している障がい者スポーツ団体もあると考えられる。そのような場合、活動拠点が隣接しているクラブの互いの課題を比較することで連携や協働の具体的な可能性を検討できると考えられる。そこで、富山県内全域で行う第1調査と同様の範囲で、第2調査も富山県全域を調査範囲として設定した。

第3のアンケート調査は、特別支援教育の部活動の特徴を把握するために、富山県内の特別支援学校を対象として郵送法により調査を実施した。特別支援学校ではこれまで、障がい児体育を中心として障がい者のスポーツや運動遊びの実践と研究とを蓄積してきておりその成果は非常に大きいものがあるが、その一方で、課外や卒業後は社会環境が十分ではないために、障害のある子どもの多くが学校外や卒業後には十分な活動ができないでいる。障害のある子どものスポーツに親しむ場が課外や卒業後にも確保されるためには、このような特別支援学校のこれまでの成果が総合型クラブと共有されていくことが望ましいのであるが、この連携が上手くいっていないため、障がい者の学外でのスポーツ環境が整っていないと考えられる。一般的に、学齢期の子どもの総合型クラブへの参加の促進を考察する際には、小学校期はスポーツ少年団と総合型クラブとの連携を、また、中学校・高校期には部活動とクラブとの連携の重要性が指摘されている。そこで本研究においても、特別支援学校に通う子どもと総合型クラブとを仲立ちするものとして、学校の正課外活動である部活動に着目した。特別支援学校の部活動のあり方について、障がいのある児童・生徒が通っているがゆえに普通学校の部活動のあり方と

は異なる点があるのではないかと考えられたため、特別支援学校の部活動の特徴を把握するために、富山県内の特別支援学校を対象とした部活動調査を実施した。また、この調査では、課外や卒業後にも児童・生徒が地域で活動する際に特別支援学校は地域にどのような体制を求めているのかということについても調査した。富山県内の特別支援学校を対象としたのは、第1調査で行った総合型クラブを対象とした受け入れ体制に関する調査と同地域を調査対象とすることにより、この2つの調査結果から富山県内という限定付きではあるが、特別支援学校と総合型クラブとの連携に基づく実現可能なシステムづくりを検討することが可能になると考えられたからである。

本研究では、以上の3つのアンケート調査を実施し、これらの調査から明らかとなった障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題と、既存の障がい者スポーツクラブの活動状況の現状および特別支援学校の部活動の特徴等とを踏まえて、障がい者の総合型クラブへの参加システムを検討していく。

本稿では主として、第1のアンケート調査の結果から得られた総合型クラブへの障がい者の参加状況の現状の把握および障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題について、述べていく。

III 総合型地域スポーツクラブの障がい者の受け入れに関する調査結果

1. 調査の概要

調査概要は以下の通りである。

調査期間：2006年2月25日～3月10日

調査対象クラブ：2006年2月20日時点で、富山県広域スポーツセンターが把握していた設立済みの富山県内の全総合型クラブ40箇所（ただし、2006年2月に設立のクラブは含まない）。

調査方法：質問紙を用いた郵送法によるアンケート調査

有効回答数：28クラブ

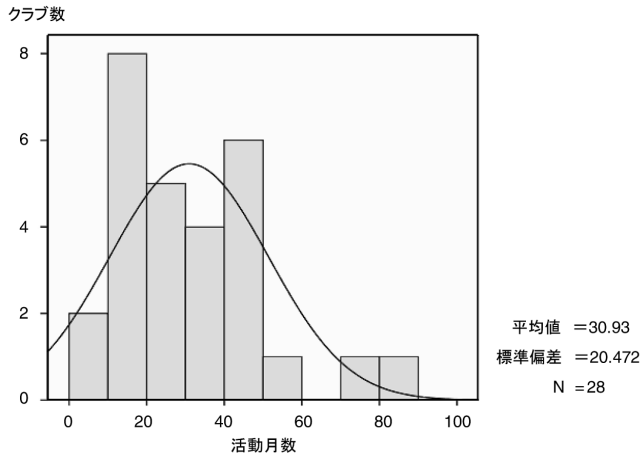
有効回答率：70%

有効回答が得られたクラブの活動年数：2.57年（±1.7年）

図表 1-1 は、有効回答を得たクラブを活動年数ごとにクラブ数を表わしたものであり、図表 1-2 は活動月数ごとのクラブ数をヒストグラムで表したものである。クラブの活動年数は設立から平均2.57年である。年単位で活動年数を見た場合、1年以上～2年未満のクラブの数が最も多いが、活動年

活 動 年 数	クラブ数	パーセント
1 年 未 満	2	7.1
1年以上～2年未満	8	28.6
2年以上～3年未満	5	17.9
3年以上～4年未満	4	14.3
4年以上～5年未満	7	25.0
5 年 以 上	2	7.2
合 計	28	100.0

図表 1-1 クラブの活動状況(1)



図表 1-2 クラブの活動状況(2)

数が平均値に満たない。その理由は、5年以上の活動年数を持つクラブが2クラブあり、それぞれ活動年数が5.8年(70ヶ月)、7.3年(87ヶ月)であり、その数値が平均値に大きく影響を与えているからである。

2. 分析方法および分析の限界

データの集計および統計的分析については、統計解析ソフト SPSS. ver14を使用した。本来ならば、得られたデータを基に種々の要因間の関係性について、法則性、一般性、普遍性を持つものとして説明するためには、統計的処理(いわゆる検定)を実施しそれに基づく根拠を示すことが必要となる。しかしながら、本調査の有効回答数は28であり、このことは、統計的処理を行う際のケース数が最大でも28しかないということもありえることを意味している。また、クロス集計を実施した際には分割表の1セル内の数値が0という場合もあった。したがって種々の統計的処理を行う際に必要なケース数を満たせず、処理が不可能な場合も生じた。このことから、得られたデータに対して統計的処理を行わずに単純集計やクロス集計の結果のみを基にして分析や考察を加えているものもある。したがって当然のことながら、得られた分析結果や考察内容がただちに普遍性をもつものとは言えない。ここに本調査の分析の限界がある。しかしながら、本調査は、富山県内の全総合型クラブを対象とした調査であり、富山県内の総合型クラブという範囲においては全数調査である。また、その回収率も70%であることを考慮に入れると、得られた分析結果や考察内容について、普遍化、一般化についてただちにはできないものの、一定の傾向を持つものとして捉えてもよいと考える。

3. 総合型クラブへの障がい者の参加状況について

総合型クラブへの障がい者の参加状況の現状に関する調査項目は、「総合型クラブ内の障がい者会員の有無」「日常的な事業(週に1回程度定期的に行われる教室やサークル活動等)への障がい者の参加の有無」「不定期的な事業(年数回のイベントや会員外でも参加できる事業など)への障がい者の参加の有無」である。得られたデータを項目ごとに単純集計したものが図表2, 図表3, 図表4である。過去の参加も含めて障がい者の会員としての参

障がいを持つ会員	クラブ数	パーセント
い る	7	25.0
い な い	16	57.1
わからない	5	17.9
合 計	28	100.0

図表 2 クラブ内の障がい者会員の有無

日常的な事業への参加	クラブ数	パーセント
あ る	5	17.9
な い	22	78.6
わからない	1	3.6
合 計	28	100.0

図表 3 日常的な事業（週に1回程度参加する教室やサークル活動等）への参加

不定期的事業への参加	クラブ数	パーセント
あ る	9	32.1
な い	15	53.6
わからない	3	10.7
未 記 入	1	3.6
合 計	28	100.0

図表 4 不定期的な事業（年数回のイベントや会員外でも参加できる事業など）への参加

加があったクラブは7クラブであり、有効回答クラブ数の25%にあたる。障害種別の内訳は、身体障がい者会員が参加していたが2クラブ、知的障がい者会員が参加していたクラブが4クラブ、障がい種別が不明と回答したクラブが1クラブであった。7クラブ合計の障がい者の参加者数は78名（身体障がい者72名、知的障がい者6名、精神障がい者0名）であるが、身体障がい者会員が参加していた2クラブの内の1クラブが、総合型クラブの所在地の近くにある福祉施設で事業を行っており、そのクラブに70名の身体障がい者が含まれていた。他のクラブでの障がい者会員の参加者数は1名もしくは2名であった。

障がい者が参加している総合型クラブが7クラブ、参加者数78名という数字について、多いと見るか少ないと見るかは、富山県内の全障がい者数に対する割合等から検討すべきでありすぐには結論が出せるものではないが、第3のアンケート調査として富山県内の特別支援学校を対象として行った、特別支援学校と総合型地域スポーツクラブにおける協働システムづくりに関する調査によれば、特別支援学校に通う児童・生徒の課外や卒業後の地域で受け入れ体制は、不十分であることが明らかとなっている [奥田, 2007]。このことを考慮に入れると、現状の障がい者の参加状況は満足いく数字であるとは言えない。

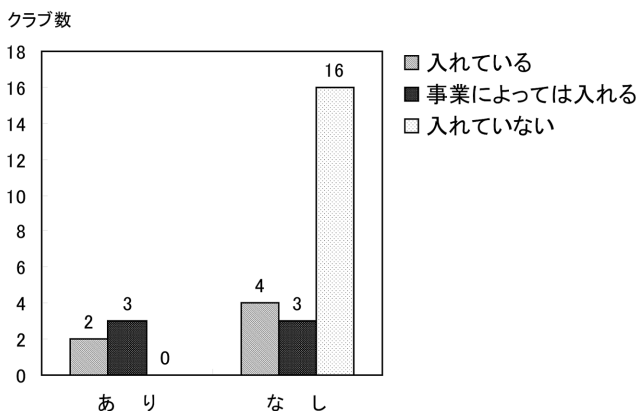
4. 障がい者の受け入れ体制の現状について

障がい者の受け入れ体制の現状についての調査項目は、「障がい者の参加を視野に入れた事業の実施の有無」「障がい者の参加を視野に入れた事業展開を行う場合の障がい者への配慮の有無」である。

図表5-1は、障がい者の日常的な参加を視野に入れた事業の有無と不定期的な事業を行う際の障がい者の参加を視野に入れた事業の有無とのクロス集計表であり、図表5-2はそれをグラフ化したものである。横軸が日常的な参加を視野に入れた事業の有無のカテゴリーを表しており、縦軸はそのカテゴリーごとに不定期的な事業を行う際に障がい者の参加を視野に入れた事業を行っているクラブの数を表している。障がい者の日常的参加を視野に入れた事業を行っている5クラブはすべて、不定期的な事業についても障がい者の参加について視野に入れている。また、障がい者の日常的な参加を視野

		不定期事業では障がい者の参加を視野に入れているか			
		入れている	事業によって いれている	入っていない	合計
日常的参加を 視野に入れた 事業	あり	2 (7.1%)	3 (10.7%)	0 (0.0%)	5 (17.9%)
	なし	4 (14.3%)	3 (10.7%)	16 (57.1%)	23 (82.1%)
	合計	6 (21.4%)	6 (21.4%)	16 (57.1%)	28 (100%)

図表 5-1 障がい者の参加を視野に入れた事業の有無(1)



図表 5-2 障がい者の参加を視野に入れた事業の有無(2)

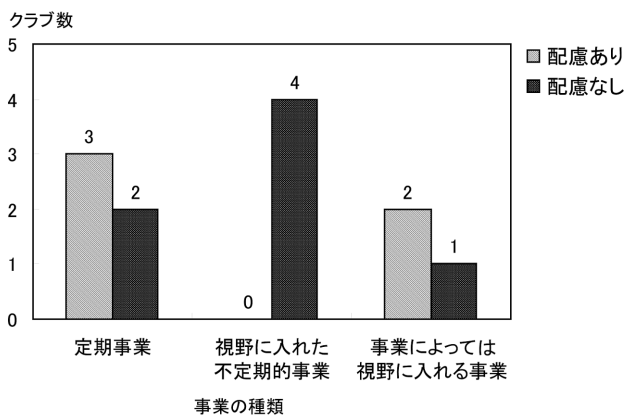
に入れた事業は行っていない23クラブのうち、7クラブは不定期的な事業については障がい者の参加を視野に入れている。この数は、日常的な参加を視野に入れた事業については行っていないクラブ（23クラブ）の30.4%にあたる。クラブへの日常的な参加あるいは不定期的な事業への参加のいずれかに障がい者の参加を意識した何らかの事業を行っているクラブは12クラブであり、有効回答クラブ（28クラブ）の42.9%にあたる。一方、障がい者の参加について全く意識していないクラブは16クラブであり、同57.1%である。

障がい者の参加を意識した何らかの事業を行っている12クラブのうち、障

がいの参加を視野に入れることでクラブとして特別な配慮を行ったかということ(配慮の有無)について、障がい者の参加を視野に入れた定期事業および不定期事業と配慮の有無との関係を見たものが図表6-1のクロス集計である。また、図表6-2はそれをグラフ化したものである。障がい者の日常的な参加を視野入れた事業および障がい者の参加を視野に入れた不定期事業のいずれも行っている5クラブについては、クロス集計において、定期事

		特別な配慮の有無	
		あり	なし
定期事業	日常的な障がい者の参加を視野に入れた事業(5)	3	2
不定期事業	障がい者の参加を視野に入れた不定期事業(4)	0	4
	事業によっては障がい者の参加を視野に入れている事業(3)	2	1
合計	12	5	7

図表6-1 事業の種類と特別な配慮の有無(1)



図表6-2 事業の種類と特別な配慮の有無(2)

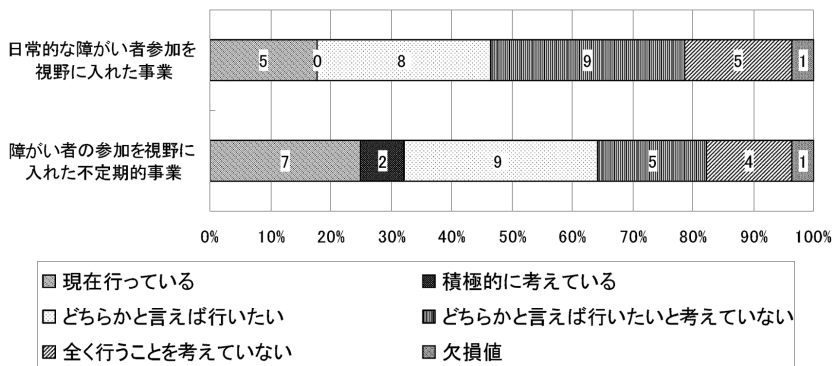
業および不定期事業のいずれにも重複してカウントされることを避けるため、このクロス集計においては定期事業のグループにのみカウントした。このような処理を行った上で結果を見ると、障がい者の日常的な参加を視野に入れた事業を展開する際に、障がいに対してなんらかの配慮を行っているクラブが60%（5クラブ中3クラブ）であるが、不定期的な事業の際には、なんらかの配慮をおこなっているクラブは28.6%（7クラブ中2クラブ）にとどまる。また、具体的な配慮の内容についてのフリー記述には、安全面への配慮、他の参加者との交流の機会が持てるようにすること、教室内容や事業内容を工夫すること、必要な場合は親に入水してもらっている（知的障がいの子どもが通っている水泳教室）、駐車場の確保（車椅子バスケットボール体験教室）、障がい者がいるとわかれば個別に運営員を配置する、などが見られた。

障がい者の参加が確実な場合、言い換えると、事前に障がい者の参加がわかっている、あるいは、障がい者の参加が事業のメインであるものについては障がい者への何らかの配慮を行っている。一方、このようなケースではない場合には、障がい者の参加に積極的に配慮していくというよりはむしろ、障がい者自身の障害の程度が軽く、クラブ側の配慮が無くても事業に対応できる範囲において、クラブ側が障がい者を受け入れている傾向があると言えよう。ここには、障がい者の参加を意識した事業を行っているクラブであっても、クラブの体制が常時障がい者を積極的に受け入れていくという体制には必ずしもなっていないことがうかがわれる。

5. 障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型地域スポーツクラブの課題

障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題についての調査項目は、「障がい者の参加を意識した今後の事業展開の意向」「障がい者が参加できる体制づくりに向けてクラブ側が課題であると考えていること」である。

図表7-1は、障がい者の参加を意識した今後の事業展開についての意向を尋ねた問いに対する回答結果である。上段は、日常的に障がい者が参加することを視野に入れた事業の展開について尋ねており、下段は、年に数回の



図表 7-1 障がい者の参加を意識した今後の事業展開の意向(1)

イベント等の事業を行う際に、障がい者の参加を視野に入れて行っていくことを考えているかを尋ねたものである。日常的な参加を視野に入れた事業について、調査時点で未実施のクラブ23クラブのうち、積極的にあるいはどちらかと言えば行いたいと考えているクラブは8クラブあり、未実施クラブの34.8%に該当する。また、不定期的な事業について、調査時点で未実施のクラブ21クラブのうち、積極的にあるいはどちらかと言えば行いたいと考えているクラブは11クラブあり、未実施クラブの52.4%に該当する。調査時点で障がい者の参加を視野に入れた事業が未実施であるクラブの今後の障がい者の参加を視野に入れた事業実施の意向について、障がい者の日常的な参加を視野に入れた事業と障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業という2つの事業形態間で、積極的にあるいはどちらかと言えば行いたいという意向に有意な差があるかということについて二項検定を行ったが、今後の意向について事業形態に有意な差があるとは認められなかった。しかしながら、現状を概観すると、先に述べたことであるが、日常的な参加を視野に入れた事業は行っていないとしても不定期的な事業については障がい者の参加を視野に入れているクラブは23クラブ中7クラブ(30.4%)あり、また、クラブの体制が常時障がい者を積極的に受け入れていくという体制には必ずしもなっていないことを考慮に入れると、障がい者の参加を視野に入れた事業が未実施であるクラブの今後の障がい者の参加を視野に入れた事業実施の事業形態につ

いては、日常的な参加を視野に入れた事業は体制が整わないため難しいが、不定期的な事業ならば障がい者の参加を視野にいれたものやっいてこうと考えているクラブが多い傾向が見られると言えよう。

図表 7-2 は、障がい者の参加を意識した今後の事業展開の意向について、障がい者の日常的な参加を視野に入れた事業と障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業の事業展開の意向についてクロス集計したものである。日常的に障がい者の参加を視野に入れた事業と行いたいと考えているクラブと障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業を行いたいと考えているクラブとの間で Kendall の順位相関検定を実施したところ、正の相関関係が認められた ($r = 0.786$, $P = 0.00 < .05$)。この結果から、障がい者の参加を視野に入れた事業を展開していくと考えているクラブとそうではないクラブとに 2 極化が見られると言える。

また、今後の事業展開の意向とクラブ設立からの経過年数と関係性について検討するため、事業展開の意向について順序尺度ではあるが意向の間隔について等間隔性があると見なし数量扱いして、活動年数と今後の意向との間の相関係数を出した。日常的な参加を視野に入れた事業と活動年数との間の相関係数は $r = -2.57$ 、不定期的な事業と活動年数との間の相関係数は $r = -2.32$ であり、いずれも相関関係は認められなかった。このことから、クラブ

		障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業					合 計
		現在実施	積極的 に実施	やや実施	やや 非実施	全 全 く 非 実施	
日常的に 障がい者 の参加を 視野に入 れた事業	現在実施	4 (14.8%)	1 (3.7%)	0	0	0	5 (18.5%)
	積極的 に実施	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
	やや実施	1 (3.7%)	1 (3.7%)	6 (22.2%)	0	0	8 (29.6%)
	やや 非実施	1 3.7%	0	4 (14.8%)	4 (14.8%)	0	9 (33.3%)
	全 全 く 非 実施	0	0	0	1 (3.7%)	4 (14.8%)	5 (18.5%)
	合 計	6 (22.2%)	2 (7.4%)	10 (37.0%)	5 (18.5%)	4 (14.8%)	27 (100%)

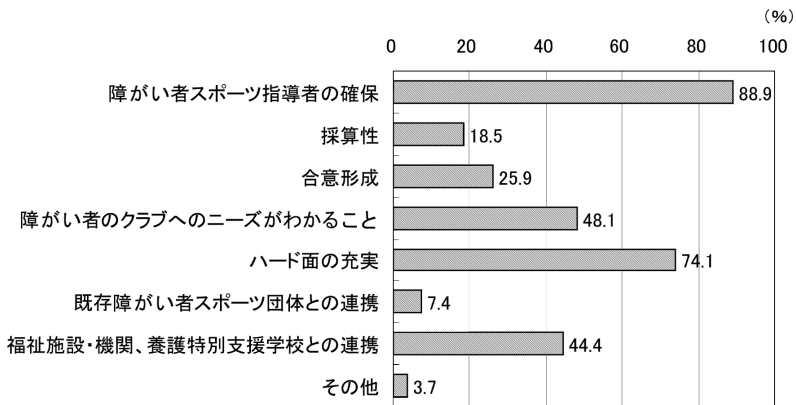
図表 7-2 障がい者の参加を意識した今後の事業展開の意向(2)

設立時から時間が経過すれば障がい者の参加を視野に入れた事業を展開しようという意向を持つようになるというわけではないと言えそうであるが、クラブの活動年数が平均2.57年であり決して活動年数が長いとは言えないこと、および、先に述べた障がい者の参加を視野に入れた事業が未実施であるクラブの今後の障がい者の参加を視野に入れた事業実施の事業形態として、不定期的な事業から障がい者の参加を視野にいれたものを行う意向がある傾向が見られることを勘案すると、総合型クラブの活動期間と障がい者の参加を視野に入れた事業実施の関係性について、日常的な参加を視野に入れた事業実施とクラブの活動期間の長さとの関係性については、本調査においては明確な関係性は示せない。一方、障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業については、活動期間が比較的短くても取り組まれる可能性が高いのではないかと考えられる。

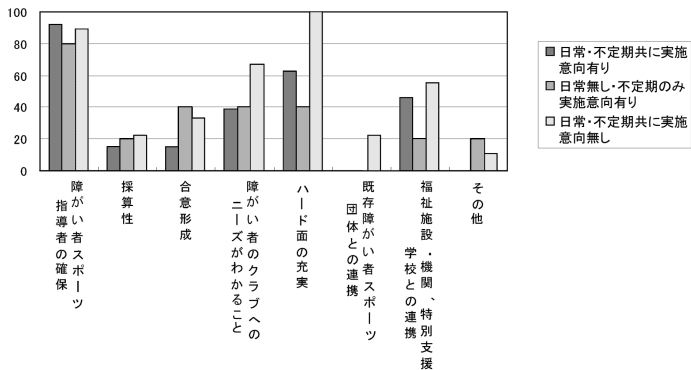
図表 8-1 は、障がい者が参加できる体制づくりに向けてのクラブの課題について尋ねた問いへの回答結果（複数回答）であり、図表 8-2 はそれをグラフ化したものである。未記入のクラブが1クラブあったためそれを除いた27クラブを分母とし、項目ごとに課題であると回答したクラブの数の割合をパーセントで示した。約9割のクラブが「障がい者スポーツ指導者の確保（障がい者へのスポーツ指導のノウハウをもった人材がクラブの中に複数いること）」が必要であると感じている。他の課題として、「ハード面の充実（施設・用具等のハード面が整うこと）」「障がい者のクラブへのニーズがわかること（障がい者がクラブに何を求めているかが明らかになること）」「福祉施設・機関・特別支援学校との連携（特別支援学校や福祉施設などの福祉関係の諸施設、機関との連携体制を構築すること）」について、概ね半数以上のクラブが課題であると感じている。図表 9 は、今後の障がい者が参加する事業実施の意向とクラブが課題であると感じている内容との関係性を明らかにするために、今後の障がい者の参加を視野に入れた事業実施の意向パターン毎にクラブの課題を分けてグラフ化したものである。今後の実施意向パターン毎にクラブを分けるに際し、先の障がい者の参加を意識した今後の事業展開の意向について（図 7-1, 図 7-2）の回答を基に、「現在行っている」「積極的にやりたいと考えている」「どちらかと言えば行いたいと考えている」

内 容	(複数回答)	
	クラブ数	パーセント
障がい者スポーツ指導者の確保	24	88.9
採算がとれること	5	18.5
障がい者の参加に合意形成がはかられること	7	25.9
障がい者のクラブへのニーズがわかること	13	48.1
ハード面の充実	20	74.1
既存の障がい者スポーツ団体との連携	2	7.4
福祉施設・機関、特別支援学校との連携	12	44.4
その他	1	3.7

図表 8-1 障がい者が参加できる体制づくりに向けてのクラブの課題(1)



図表 8-2 障がい者が参加できる体制づくりに向けてのクラブの課題(2)



図表 9 障がい者の参加を視野に入れた事業展開への意向とクラブが課題であると感じている内容

と回答したクラブを「意向あり」, 「どちらかと言えば行いたいと考えていない」「全く行うことを考えていない」と回答したクラブを「意向無し」に分類し, その上で, 障がい者の日常的参加を視野に入れた事業と障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業のいずれも実施意向が有るグループを「日常・不定期ともに実施意向有り」グループ, 不定期的な事業実施のみ意向が有るグループを「日常無し・不定期のみ実施意向有り」グループ, 障がい者の参加を視野に入れたいずれの事業も実施の意向が無いグループを「日常・不定期ともに実施意向無し」グループの3グループに分けた。図表9は, 各課題に対して, 各グループのクラブの何%がそれを課題と感じているかをグラフ化して示している。各グループのクラブ数はそれぞれ13, 5, 9クラブである。今後の障がい者が参加する事業実施の意向パターンとクラブが課題であると感じている内容との関係性について, 本来ならば, 課題であると感じている内容にグループ間で差があるかどうかの検定を各項目において実施すべきであるが, グループ内のケース数が先述の通り少数であることから検定が実施できない。したがって統計的有意差を確認することができないが, グラフから以下の傾向があるように思われる。すなわち, 障がい者の受け入れ体制として, 障がい者を受け入れる際に必要な条件となる「障がい者スポーツ指導者の確保」や「採算性(障がい者が参加してもクラブとしての採算がとれること)」についてはグループによる差は無いように思われる。一方で, これらの具体的な受け入れ体制の構築以前の課題である「合意形成(障がい者の参加に対して理事会や総会での合意形成がはかられること)」については, 「日常・不定期ともに実施意向有り」グループよりも「日常無し・不定期のみ実施意向有り」グループと「日常・不定期ともに実施意向無し」グループとが課題であると捉えている。また, 「障がい者のクラブへのニーズがわかること(障がい者個人や障がい者スポーツサークル等の, クラブへの参加のニーズやクラブに何を求めているかということが明らかになること)」については, 「日常・不定期ともに実施意向無し」グループが他の2グループよりも課題であると捉えている。総合型クラブの理念や目的は, 各地域の実情に基づいて地域住民が決定する。その過程において, 地域のスポーツ環境の問題点や生活課題, 地域住民の生活上のニーズなどが議論される。これら

の議論を通じてボトムアップ式にクラブの理念や目的の合意形成がはかられ、その上で、クラブの理念や目的の具現化するための事業が立案される。したがって、障がい者が参加する事業の実施に対しての意向が消極的であるクラブは、その理由として、地域のスポーツ環境や生活課題、生活ニーズ等について障がい者が関係するそれらの内容に大きな問題が無いと考えられているのか、または、クラブとして優先的に取り組むべき課題が他にあると考えていると思われる。他にも、障がい者が関係するそれらの内容が十分に議論されていないことも考えられる。実際、クラブ設立のための準備委員のメンバーに、障がい者本人や特別支援学校、福祉施設等で障がい者スポーツに携わっている人が入っていたかどうかを尋ねた質問に対して、このような人がメンバーとして加わっているクラブは4クラブしかなかった。また、本調査を実施するにあたり、富山県広域スポーツセンター専門員に富山県内におけるクラブ設立の全般的な経緯についてインタビューを行った際、子どもと高齢者に関係するスポーツ環境や生活課題、ニーズ等は準備委員にとって身近な課題であり想いも強いため、それらの課題解決やニーズの充足に向けては合意形成がはかられやすいが、障がい者については、「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」という生涯スポーツの理念としてはアプリアオリであるが、しかしながら準備委員にとって身近な課題とはなりにくいため、事業の立案においては優先順位が低くなるとのことであった。これらのことを考慮に入れると、障がい者が参加できる体制づくりに向けてのクラブの課題解決の方法を模索する際には、クラブ設立時の合意形成をはかる過程から検討していくことが必要であると言えよう。

「ハード面の充実」「福祉施設・機関、特別支援学校との連携」については「日常無し・不定期のみ実施意向有り」のグループが、他の意向パターンのグループと比較して課題であると捉えているクラブが少ない。このことは、障がい者の日常的な参加を視野に入れた事業を行う際にはこれらの条件が整うことが必要であるが、不定期的な事業については単発の事業であり定常的な条件整備が必ずしも必要ではないと捉えられていると言えよう。一方、この2つの課題について、「日常・不定期ともに実施意向有り」グループと「日常・不定期ともに実施意向無し」グループでは、課題であると捉えてい

るクラブが多い。これらの条件が整わないと障がい者が日常的に参加する事業は行えないと考えていると思われる。

IV 本調査のまとめ

本調査は、総合型クラブへの障がい者の参加状況および障がい者の受け入れ体制の現状の把握と、障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題を明らかにすることを目的として、富山県内の全総合型クラブを対象として行われた。その結果、以下のことが明らかとなった。

総合型クラブへの障がい者の参加は少数であることが明らかとなった。また、障がい者の受け入れ体制の現状については、クラブ側が積極的に受け入れ体制を整えて障がい者の参加を視野に入れた事業を行っていくというよりはむしろ、クラブが実施する事業に、実際に障がい者が参加した時点や事業への参加の意向が明らかになった時点で必要な配慮を適宜行っていくという傾向が見られた。その結果として、障がい者自身の障害の程度が軽くクラブ側の配慮が無くても事業に対応できる範囲において障がい者を受け入れているという傾向も見られた。ここには、障がい者の参加を意識した事業を行っている総合型クラブであっても、常時障がい者を積極的に受け入れていく体制が必ず構築されているわけではないことが推測された。

障がい者が参加できる体制づくりに向けて、総合型クラブが課題であると捉えていることについては、障がい者の参加を視野に入れたどのような事業であっても「障がい者スポーツ指導者の確保」が課題として挙げられていた。また、障がい者の日常的な参加を視野に入れた事業を実施するためには「障がい者スポーツ指導者の確保」に加えて、「ハード面の充実」「福祉施設・機関、特別支援学校との連携」が課題として捉えられていた。一方、障がい者の参加を視野に入れた不定期的な事業であれば「ハード面の充実」「福祉施設・機関、特別支援学校との連携」は必ずしも課題として捉えられず、実施の意向が高いことが明らかとなった。また、障がい者の受け入れに対して消極的な総合型クラブでは、事業を行う際に生じるこれらの具体的課題以前の課題として、障がい者の参加に対してのクラブ内での「合意形成」がはから

れることや「障がい者のクラブへのニーズがわかること」が課題であると捉えられていた。

V むすびにかえて－課題解決に向けての視角－

本調査は、本研究全体の位置づけから見ると、総合型クラブへの障がい者の参加状況および障がい者の受け入れ体制の現状の把握と、障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題の現状把握にとどまるものである。したがって、本調査から明らかとなった総合型クラブの課題への解決に向けては、他の2つの調査（既存の障害者スポーツクラブの活動状況の現状と課題および特別支援学校の部活動の特徴に関する調査）の結果も踏まえて、種々の社会組織の特徴や各組織のこれまでの実績を生かせるような連携や協働の方法を総合的に考察する必要がある。そこで本稿のまとめとしてここでは、本調査で明らかとなった個々の課題について単眼的な解決策を提示するのではなく、それらの問題全体に関わる解決に向けての視角について検討しておくことにする。具体的には、総合型クラブが、狭義には地域におけるスポーツ環境の課題解決に向けて、広義にはスポーツ環境にとどまらない地域全体における諸課題の解決に向けて、地域住民による自主運営、受益者負担を原則としながら活動していくクラブであることから、総合型クラブの育成・運営を市民活動と位置づけ、市民活動としての総合型クラブの課題解決に向けた視角という観点から検討する。

1. 市民運動としての総合型地域スポーツクラブの現状と課題

日本の市民運動についてその特質を歴史的な観点から明らかにしてきた牛山は、1960-70年代の市民運動は、新しい文化のスタイルを提起するものであり、また、1980-90年代のそれは、具体的な対案＝政策を示すという意味において創造的な活動であり、告発・反対・抵抗を基本とする防衛的な運動にとどまらないものであると述べている[牛山, 2003: 157-158]。その上で、このような市民運動が担うテーマは、社会変化とともに「『物質的な豊かさ』を求めるものから『質的豊かさ』を求めるものへと変化し、身近なところか

ら生活を見直すことが追及されている」[牛山, 2003:158] のであり, 市民運動が自らを「市民活動」と再定義し NPO (特定民間非営利活動) として社会的な位置づけを得ながら一方で具体的な政策への対案を示してきていることに着目している。牛山はこのような市民運動の組織形態について, 民主主義とチェック機能を担保する組織形態をもつものであり, 5つの特徴があると述べている。すなわち, ①参加者の資格を限定しないオープンな組織形態, ②代表者は, 強力な権限を集中して保持しない, ③参加者の意見を集約する合議制の保障, ④事務局や活動上の役割分担は決められている場合が多い, ⑤組織上の規約はもたないものが多い, である。しかしながら現状では, 運動の充実や拡大に伴い組織がフォーマル化を指向する流れにある。牛山もそのことに対して妥当性を認めながらも, 常にメンバーの意見を集約する場が持たれていることと, 活動内容に対して第三者的な視点からの意見の集約が必要であることを指摘し, 特に後者が今後の課題であると述べている [牛山, 2003:168-169]。また, 市民運動の特徴的な組織運営としては, 組織規模が拡大する際に少数の支配層が形成されてピラミッド型の組織運営がなされるのではなく, 「個人を基礎としたネットワーク型の組織運営である点を重要視し, 組織の拡大ではなく, ネットワークの拡大という方法で, 運動を広げていこう」ということを重要視している [牛山, 2003:170]。

牛山が述べている市民活動の組織像に総合型クラブの組織像を重ね合わせてみた場合, 総合型クラブは, クラブの育成・運営についてスポーツ環境という身近なところから生活を見直し, その問題の根底や周辺にある地域の諸課題についても解決すべき対象とし, 地域住民自らが有償・無償でクラブの運営の担い手となるという点において, 市民活動であることに異論はないだろう。牛山は, 市民運動が担うテーマが「物質的な豊かさ」を求めるものから「質的豊かさ」を求めるものへの変化し, また, 関わり方においても抵抗・告発型から参加・自治型に変化してきていること具体例を, 現在の市民運動が担っている, まちづくり・環境, 福祉・医療, 保育・教育, 人権・国際援助, 制度改革のそれぞれの活動領域においてを示している [牛山, 2003:161-168]。福祉・医療の領域では, 高齢者や子どものケアなど行政が担ってきた公共サービスの領域にまで踏み込んでいるものもある一方で, 教育の領域で

は、学校教育法で設置が義務づけられている学校システムの枠内では解決できない問題に対して、フリースクールを設置するなど公共サービスの領域にはとどまらないものがあることを例示し、市民運動と行政との関係性について、「必ずしも敵対ではなく、協働を模索するものが現れてきている。しかし、それは、行政に対する抵抗・告発を忘れ去ったものではなく、厳しい緊張関係をはらんだ協働であること」[牛山, 2003: 165], また、「市民運動は、公共サービスを担いながらも、行政の補完物としてではなく、新しいパラダイムを提示し、社会を新しく『生産』していくことに寄与できる」[牛山, 2003: 166-167] 存在であると述べている。ここで述べられている運動の新しいパラダイムの提示とは、すなわち、運動テーマの物質的な豊かさから質的な豊かさへの転換が見られることおよび、行政との関係性においては緊張関係がある運動であると要約できる。総合型クラブのパラダイム提示について見てみると、総合型クラブがスポーツ環境および地域の課題に対して、クラブ会員のみの利益者集団ではなく地域社会全体の利益にもつながるものであることを目指しており、この点において運動テーマに質的な豊かさへの転換が見られる。しかしながら、行政との関係においては、行政のスポーツ振興に対する怠慢を許さない一方で、行政と対等に地域のスポーツ振興を担っているとは言えないのではないだろうか。総合型クラブと行政との関係性を見ると、クラブが学校週5日制に基づく子どもの受け皿となることや少子化による部活動の衰退への対応、スポーツ振興関連予算の縮小に伴う住民のボランティアによるスポーツ環境の整備等を担う存在になりつつある一方で、そのようなクラブに対して行政は、基本的には地域住民による自主運営、受益者負担を原則とすることから、行政はクラブへの直接的な補助金や助成金は最小限にとどめ、クラブ運営に必要な知識を備えた人材育成のための講習会の開催やクラブ運営のノウハウの蓄積、クラブへの有用な情報の提供等、側面からの支援を実施している。行政のこのような支援は、単一クラブでは実施不可能なことに対する支援であり、クラブとの協働という点においては重要な事柄であるが、この関係が緊張関係をはらんだ協働と言えるものであるかというところではないだろう。このようなクラブと行政との協働の関係性について誤解を恐れずに言うならば（決してこのような協働が必要ないと

言っているのではない)、行政のクラブに対する支援は、行政のネットワークを利用した情報網の利用や一極集中による効率性という機能性をいかしているに過ぎないのであり、行政でなくともこれらの事業資金を税金に頼らずに寄付金や各クラブからの負担金制度等で確保できれば、同様の機能を果たす組織を立ち上げることは可能であるため、本質的な協働ではないのではないかと思われる。クラブと行政との関係性について、牛山が述べている厳しい緊張関係をはらんだ協働関係とはどのような関係性なのかということについて模索していくことが必要である。このためには、スポーツの公共性に関する検討が必要であろう。また、このことを検討するにあたっては、公共性とは何かということが問われなければならない。なぜなら公共性の担い手が、『組織化された集団の成員』ではなく『自発的に結社に集う諸個人』(齊藤, 2000: 31)であり、これをどのように捉えるかによって、この緊張関係をはらんだ協働の姿は異なってくるからである。また、社会サービスの市場化についても検討する必要がある。総合型クラブは、スポーツサービスの供給を主たる事業とする事業型の非営利団体であり、市場化の流れの中で必然的に同じ事業を行っている営利団体と競争していかなければならない。この点については、近年、多様なニーズへの対応という名のもとに、社会福祉や社会保障の領域であった保育や介護、教育等にも市場論理を浸透させるようになってきており、その営利化が問題視されている [横山, 2003]。また、非営利団体の活動が非常に活発であり、資本主義国の代表国であるアメリカにおいても、非営利団体が市場化によりその理念や価値を失わせることにつながっていることが危惧されている [木下, 2004]。これら問題点は、社会のしくみが同じである以上、時間経過とともにスポーツ領域についても同様の問題を生じさせることになるとと思われるからである。したがって、行政との緊張関係をはらんだ協働関係を模索していくにあたり、スポーツにおける公共性とは何かということと、社会サービスの市場化の問題点を検討することが今後の課題である。

市民運動の組織形態について見てみると、これまでの地域におけるスポーツ組織の形態と総合型クラブにおけるそれらと比較した場合、大きく異なるのは、総合型クラブがスポーツ振興だけを念頭においているのではなく、広

義にはその先にあるまちづくりを見据えていることであるから、地域に存在する官・民を問わない、ハード面（公立施設、民間施設）とソフト面（町内会・自治会、サークル、商店街組織など）との統合を模索していることにある。このことは、牛山の述べているネットワーク化の拡大と相通ずるものがある。また、組織形態の5つの特徴においても概ね該当しているように思われる。ただし、⑤についてはNPO法人格を取得しているクラブは定款を定めており、また、法人格を取得していないクラブであってもクラブの設立目的を明確にする、組織運営を円滑にすすめていく、地域住民にクラブ運営の透明化をはかる等の目的のために、規約を定めているクラブも多い。また、クラブに参画する会員数の増加や対外的な交渉等をし易くするために、組織のフォーマル化を指向する方向がある。メンバーの意見の集約方法や集約状況、および、活動内容に対して第三者的な視点からの意見の集約が可能な体制になっているかどうかについてはデータが無いため断定はできないが、筆者が見聞した限りにおいては、特に第三者的な視点からの意見の集約について行われていないように思われる。その理由として、総合型クラブは、地域住民自らが、地域における歴史やニーズ、課題等を踏まえ、それに応じることによって広く地域住民の公益性に資するクラブであることから、クラブに関わる人は地域の事情に精通していることが求められるが、第三者といった場合には、クラブにおける利益の恩恵を直接的にはあずからない人をさすため、地域外の人がその役目を果たさなければならない。時々刻々と変化する地域のニーズや課題に対し、それに精通する地域外の人を配置することが困難であることが、第三者的な視点からの意見の集約が行われにくい状況をつくっていると考えられる。また、スタッフの大半が無償で時間や労力を提供しているボランティアであることから、第三者が批判的な意見は出しにくいこともあると思われる。この問題点については、ここですぐに解決に向けた方向性を示すことができない。ボランティア組織をどのように評価すべきなのかという観点から検討していくことが、この問題点の課題解決に向けての今後の課題である。

2. 障がい者が総合型地域スポーツクラブに参加することの意義

最後に、障がい者が総合型クラブに参加することの意義について付言しておくにする。

地域で求められるものがクラブの理念や目的となる。したがって、障がい者の参加について、地域で求められるものとならない限り、障がい者の参加システムを構築するというところまで至らないということになる。このことは、障がい者の受け入れに対して消極的な総合型クラブでは、事業を行う際に生じるこれらの具体的課題以前の課題として、障がい者の参加に対してのクラブ内での「合意形成」がはかられることや「障がい者のクラブへのニーズがわかること」が課題であると捉えられていたことに顕著に現れている。そこで、障がい者が総合型クラブに参加することに意義について検討しておく必要がある。障がい者自身のスポーツへの参加の場の拡張につながることは論を待たないことであるので、ここでは特に、障がい者が参加することで本人以外の人にとってどのような意義があるのかということをも文化人類学者の竹村真一氏の論文を参考に考えたい [竹村, 1997]。

文化人類学者の竹村は、人間という概念の自明性が崩壊しつつある現代は、個体のアイデンティティや自己と他者の境界意識のゆらぎ、人間のなかに隠されていたさまざまな異形性の出現への戸惑い、遺伝子レベルからの人間のリデザインの可能性、機械環境と融合する人間像など、これらが不安をもたらす側面がある一方で、旧来の狭い人間観（自己完結的であり、正常で健康な人間のイメージ）から解放され、人間という存在が本来はらみもつ多形性の再発見につながる可能性があることを指摘している。そして、われわれがもっと人間らしい社会デザインを構築するためには、これまでの狭い人間観ではなく、多様な人間らしさに関する枠組みを踏えることの必要性を述べている。竹村は、このような人間が本来もっている多元的、多形的身体性が失われた背景に、明治以降の体育のあり方が関係していることを指摘している。そこでは、合目的な生産性に結びつく工業的身体に身体の整形が行われる過程として、「用」の体育（＝身体の道具的な使用・鍛錬）ばかりが重視され、より包括的な生命開発プログラムとしての「養」の体育が軽視されてきたことや、筋骨系能力の数量化された評価尺度には表れないような微細な潜

在過程への感受性が失われたことを指摘するとともに [竹村, 1997: 261], この微細な潜在過程の豊饒性こそが人間の多元性, 多形性の源であり, この過程は「近代的な意味での『健常』(硬く, 強く, 速い身体)の鎧をぬいだ『負』の価値の平面にこそ現れる」[竹村, 1997: 264]と述べている。健常と対をなす言葉が障がいだとすれば, 健常の鎧をぬいで現れる身体の一つに, 障がいをもつといわれる者の身体も含まれると言えよう。すなわち, 軟らかく, 弱く, 遅い身体性を有している者の中にこそ, 人間の多元性や多形性の源が見られるということである。

このような竹内氏の論にしたがえば, 特に重度の障がいを持つ人こそが総合型クラブに参加することが可能になることで, そこに関わる人にとってもまた, 多様な人間らしさに関する枠組みを再構築することを可能にするのではないだろうか。総合型クラブへの障がい者の参加システム構築の具体的な方法を検討するに際し, 障がい者自身の参加の権利を保障していくという観点はもちろんのこと, 障がい者の参加が多様な人間観を生み出す重要な要素であることが意識されることにより, 障がい者の参加について積極的に取り組むクラブが増加するのではないかと思われる。

本稿では, 3つのアンケート調査からなる調査研究のうち, 総合型クラブへの障がい者の参加状況および障がい者の受け入れ体制の現状の把握と, 障がい者が参加できる体制づくりに向けてのクラブの課題を明らかにすることを目的としたアンケート調査の結果を示した。また, 障がい者が参加できる体制づくりに向けての総合型クラブの課題については, 市民活動としての総合型クラブの課題解決に向けた視角という観点と, 障がい者が総合型クラブに参加することの意義という観点から検討した。今後は, 本稿で示した課題と他の2つの調査の結果とを踏まえて, 障がい者が継続的, 永続的に総合型クラブへの参加できるシステムを具体的に考察していくことが課題である。

【謝 辞】

本研究を行うに際し, 富山県広域スポーツセンター専門員の南木恵一氏, 白倉香里氏に多大なご協力をいただきました。また, 本アンケート調査を実施するにあたり富山県

内の多くの総合型地域スポーツクラブの関係者の方から貴重な経験談やご意見をお聞かせいただきました。記してお礼申し上げます。

本研究は、平成16年度～17年度文部科学省科学研究費若手研究B(課題番号:16700451)「総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加システムの構築に関する研究」の研究成果の一部である。

【参考文献】

- 八代勉, 2002, 「総合型地域スポーツクラブとわが国のスポーツシステム」, 日本体育・スポーツ経営学会編『テキスト総合型地域スポーツクラブ』, 大修館書店, 2-12.
- 黒須充, 2006, 「総合型地域スポーツクラブの理想と現実」, 菊幸一・清水論ほか編『現代スポーツのパースペクティブ』, 大修館書店, 118-137.
- 黒須充・柳沢和雄ほか編, 2006, 『総合型地域スポーツクラブ活動事例集ー特色あるクラブマネジメントー』, 総合型地域スポーツクラブ育成協議会ほか.
- 大橋美勝編著, 2004, 『総合型地域スポーツクラブー形成事例の考察ー』不味堂出版.
- 黒須充・水上博司編著, 2002, 『ジグソーパズルで考える総合型地域スポーツクラブ』.
- 赤松喜久, 2002, 「地域のスポーツ経営と総合型地域スポーツクラブー生涯スポーツ社会の本格的構築に向けて」, 八代勉・中村平編著『体育・スポーツ経営学講義』, 大修館書店, 154-168.
- 奥田睦子, 2007, 「養護学校に通う子どもの課外および卒業後のスポーツ活動の場に関する研究ー学校体育から生涯スポーツへの橋渡しとして総合型地域スポーツクラブ」, 『金沢大学 平成18年度重点研究経費研究成果報告書(研究抄録)』, 65-66.
- 牛山久仁彦, 2003, 「市民運動の変容とNPOの射程ー自治・分権化の要求と政策課題への影響力の行使をめぐるー」, 矢澤修次郎編『講座社会学15社会運動』, 東京大学出版会, 157-178.
- 斉藤純一, 2000, 『公共性』, 岩波書店.
- 横山寿一, 2003, 『社会保障の市場化・営利化』, 新日本出版社.
- 木下武徳, 2004, 「アメリカにおける非営利団体と市場化ー社会福祉における進展状況と論点・課題ー」, 渋谷博史・平岡公一編『福祉の市場化をみる眼ー資本主義メカニズムとの整合性』, ミネルヴァ書房, 271-292.
- 竹村真一, 1997, 「拡張する人間観」, 青木保・内堀基光ほか編『岩波講座文化人類学 第1巻 新たな人間の発見』, 岩波書店, 241-283.

